

犬の飼い方・マナーについて

産業環境課

内線278

犬の無駄吠え、フン、放し飼いなどの苦情が多く寄せられています。犬を飼うには、飼い主が責任を持ち、しっかりとしたしつけを行い、ご近所からの理解を得られるような気配りが大切です。



飼い主が気にならない犬の鳴き声でも、ご近所では迷惑となっている場合があります。

必要以上に犬が吠えるときは、ストレスが原因である場合が多くあります。散歩等の運動によりストレスを解消し、無駄吠えをさせないようにしてください。

犬が無駄吠えをやめない場合は、犬のしつけ教室を利用するなどして、ご近所の生活環境を乱さないように努め、犬が快適な環境で過ごせるように愛情をこめて世話をしましょう。

野外での焼却行為について

産業環境課

内線278

野外での焼却行為により「家の中に煙が入ってくる」、「においが洗濯物について困っている」といった苦情が多く寄せられています。野外での焼却行為は、農作業により生じたごみ（作物の食用にならない部分等）の焼却等の例外を除いて禁止されています。農業を営むためなどの場合であっても、周囲に住宅がある場合にはできる限り控えるようにしてください。やむを得ず焼却するときは、周囲の住民に迷惑のかわらないように、時間帯や風向きに十分注意して行ってください。

農作業により生じたごみや、剪定枝、落葉といったものは野外で焼却せず、土中に埋めたり、コンポストを利用したりするなど焼却以外の適切な処理を心がけましょう。

扶桑町地震対策補助金を拡充しました

災害対策室 内線 352

扶桑町では、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、家具転倒防止や窓ガラス等飛散防止などの地震対策に加え、新たに感震ブレーカーの取付を補助対象として追加し、地震対策補助金を拡充しました。

これまでは、1世帯につき1回限りで地震対策補助金を交付していましたが、今回の拡充により、令和元年度から、1世帯につき、1年度に1回を限度として補助金を交付します。補助期間は、令和4年（2022年）3月31日までです。

◆ 補助対象について

扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方が対象です。補助対象となる地震対策は次のとおりです。

- ・家具の転倒防止器具及びその取付費用
- ・家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取付費用
- ・窓ガラス等の飛散防止フィルム及びその取付費用
- ・感震ブレーカー（分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ）及びその取付費用

◆ 補助金の額について

補助対象となる地震対策の経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の5分の4の額（100円未満は切捨て）で、1回の補助限度額は1世帯あたり1万円です。

◆ 申請手続きについて

次の書類を災害対策室へ提出して申請してください。（災害対策室窓口またはホームページから入手できます）

- ・扶桑町地震対策補助金交付申請書
- ・同意書（賃貸住宅の場合で、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときのみ提出が必要）
- ・扶桑町地震対策補助金交付請求書
- ・品名（規格）及び購入日（工事日）が記載された領収書（押印してある原本）等支払いの事実が確認できる書類
- ・地震対策実施後の写真

※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。